

<就労証明書申請、変更について>

1. 保育園にお子様をお預けになる場合、「就労証明書」が必要となります。
2. 就労証明書が無い場合においては、「誓約書」や「育児休暇証明書」など、必要に応じた書類の提出をお願い致します。
3. 就労証明書に記載されている時間によって、延長保育がご利用になれます。
4. 就労証明書に記載されている時間から園までのお送り、お迎え時間にプラス 10 分程度以上は御利用出来かねますので、御了承下さい。
5. 就労証明書に記載され、お迎え、お送りの時間を考慮した以上の御利用が頻繁な場合は、お話をさせて頂く場合があります。
6. 就労証明書に記載されているお休みの日は、基本的には御利用出来ませんが、事前にお申し出頂ければ、最大 16:30 までの御利用が出来ます。年中・年長クラスについては水曜日にこくご・さんすうの勉強、木曜日に体操教室が有ります。
7. 就労証明書は、市役所「こども支援課」又は、保育園にて配布しております。必要な場合は、職員までお声掛け下さい。
8. お仕事を変えられた場合や、就労内容が変更された場合、早急な就労証明書の提出及び、緊急連絡先の変更をお願い致します。
9. 変更後の就労証明書は、園に提出をお願い致します。